

公益財団法人 金子国際文化交流財団
平成 30 年度 私費外国人留学生奨学生募集要項

公益財団法人金子国際文化交流財団（以下「本財団」という）は、我が国の大学もしくは大学院に在学する私費外国人留学生の中から、奨学生を下記により募集する。

記

1. 奨学生に応募できる者

奨学生に応募できる者は、平成 30 年 4 月 1 日現在日本国内の大学の第 3 年次以上の大学学部もしくは大学院研究科に在学するアジア出身の私費外国人留学生で、経済的援助を必要とし、学業成績が優秀な者とする。

（注）「私費外国人留学生」とは、日本の大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生（出入国管理及び難民認定法別表第一に定める「留学」の在留資格を有する者）で日本政府から奨学金を受けていない者をいう。

2. 奨学金

奨学金は月額 60,000 円を給付する。（年額 72 万円）

3. 奨学金の給付期間

奨学金給付期間 平成 30 年 6 月～平成 31 年 3 月（4,5 月分は 6 月分と同時に給付）

4. 応募の手続き

a. 奨学生に応募する者は、別紙様式 1-1、1-2 の申請書に次の書類を添えて、大学において指定する日までに在学する大学長に提出しなければならない。

①成績証明書（成績証明書がないときは様式 2 の推薦状に現況を明記）

②別紙様式 2 の指導教員の推薦状

③外国人登録済証明書（在留資格「留学」が明記されているもの）

b. a. の申請があったときは、大学長は、奨学生として適当かどうかを書類及び面接により選考し、適当と認めた者につき別紙様式 3 による推薦状を添付して本財団に推薦する。

c. 本財団への応募は平成 30 年 5 月 11 日（金）必着とする。

5. 選考及び決定

本財団は、4. により大学長から推薦があったときは、本人と面接の上本財団に設ける審査委員会に諮り、在学する大学長を通じて本人に通知する。

6. 奨学金給付の休止、停止及び期間の短縮

a. 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止することがある。

- b. 奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生としての適性を欠くと認めるときは、奨学金の給付を停止し、又は給付期間を短縮することがある。
- c. a. 又は b. により、奨学金の給付を停止され、又は期間を短縮された者についてその事由が止んだと認めるときは、奨学金の給付を復活することがある。

7. 支給の打切り

奨学生が次の a から d までのいずれかに該当すると認められた場合は奨学金の給付を打切ることがある。

- a. 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- b. 大学において懲戒処分を受け又は成業の見込みがないと判断されたとき。
- c. 留学又は退学したとき。
- d. その他奨学生としての資格を失ったとき。

8. 転学

奨学生が転学したときは、特別の事情があると認められる場合を除き、奨学金の給付を辞退したものとみなす。

9. 返納

奨学金の給付後において、6. の a、b 又は 7. の事由が生じていたことが判明した場合には、すでに交付した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

10. 大学の報告義務

上記 6. 7. 8. に該当する事由が生じた場合は、大学の担当部署は速やかに本財団に連絡しなければならない。

11. 財団の行事及び報告書の提出

奨学生は本財団の行事には原則として参加しなければならない。また、本財団から照会があったときは、学習の状況等について報告しなければならない。

12. 注意事項

月額 50,000 円以上の他の奨学金等を受けている者については採用しない。

13. 問い合わせ先

公益財団法人 金子国際文化交流財団

住所 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-8-4 ORAGA ビル 6 階

電話 03-3371-2174 FAX 03-5937-5437 E-mail : info@kanekozaidan.or.jp